

作成日 2011年 10月 1日

製品安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品の名称	ワイドバンド WB-50
製造者情報 (緊急連絡先)	会社名 株式会社フカガワ
	住所 埼玉県川口市西青木2-9-5
	担当部門 資材部
	電話番号 048-257-3111
	FAX番号 048-256-6629
整理番号****	

2. 組成, 成分情報

化学名又は一般名	ポリエチレン
成分	エチレン・ α オレフィンコポリマー
含有量	99%以上
CAS番号	9002-88-4

3. 危険有害性の要約

最重要危険有害性	
有害性	: 高分子量化合物で生理学的に不活性であり、人体への特別な急性作用はない。 高温溶融樹脂から発生するガスは目、呼吸器に刺激性がある。
環境影響	: 環境の中で長期間分解しない為、環境汚染の原因となる。
物理的及び化学的危険性	: 火災条件下で熱分解し空気と混合して爆発性混合気を生じる恐れがある。
特定の危険有害性	: 床面に残ると滑り易い。

4. 応急措置

- 吸引した場合 : 高温の溶融樹脂から発生するガスを多量に吸引した場合は、空気の新鮮な場所に移る。
症状変化が現れた場合には直ちに医師の手当てを受ける。
- 皮膚に付着した場合 : 溶融物が皮膚に付着した場合は、衣服の上から多量の水をかけて十分に冷却する。
皮膚に貼り付いたポリマーや衣服は無理に剥がさないで直ちに医師の手当てを受ける。
- 目に入った場合 : 直ちに清浄な水で洗浄する。
洗顔の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水が行き渡るように洗浄する。
コンタクトレンズを使用している場合は、固着していない限り、取り除いて洗浄する。
異物感が目に残るようであれば、速やかに眼科医の手当てを受ける。
- 飲み込んだ場合 : 水で口の中を洗浄し、コップ1 - 2杯の水又は牛乳を飲ませて、直ちに医師の手当てを受ける。
可能であれば、指を咽喉に差し込んで吐き出させる。
被災者に意識の無い場合は、口から何も与えてはならない。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 霧状水、粉末、二酸化炭素、泡
- 特定の消火方法 : 火災発生場所の周辺に、関係者以外の立ち入りを禁止する。
移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。
周囲の設備などに散水して冷却する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は、状況に応じた保護具を必ず着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項 : 漏出した場所の周辺にロープを張るなどして、関係者以外の立ち入りを禁止する。
作業の際は保護具を着用し、接触及び粉塵の吸引を避ける。
この製品がこぼれた場所は、滑りやすいので注意する。
- 環境に対する注意事項 : 環境への影響をおこさないよう、滑り易いので注意する。
- 除去方法 : 飛散したものは掃き集めて紙袋又はドラムなどに回収する。
溶融状態で漏出した時は水等で冷却し固化した後、回収する。
-

7. 取り扱い及び保管上の注意

取り扱い

技術的対策

: 換気の良い場所で取り扱う。

電気機器類は防爆構造の物を用い、静電気対策を行う。

吸入、皮膚への接触を防ぎ、又、目に入らないように適切な保護具を着用する。

注意事項

: 取り扱う場合は、局所排気内で取り扱う。

安全取り扱い注意事項

: 機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。

ペレットは床面に残ると滑り易いので、常に清掃し取り除く。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策

: 取り扱い場所には、全体換気を設置する。

密閉された装置、機器、又は局所排気装置を使用する。

取り扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄の為の設備を設ける。

保護具

呼吸器の保護具

: 呼吸保護具

手の保護具

: 保護手袋

目の保護具

: ゴーグル、保護面

皮膚及び身体の保護具

: 安全帽、保護服、安全靴

9. 物理的及び化学的性質

外観

物理的状態

: 固体

形状

: ペレット

色

: 白色又は乳白色

pH

: 非該当

物理的状態が変化する特定の温度／温度範囲

融点

: 126 - 136℃ (銘柄により異なる)

爆発特性

: 知見なし

密度 (比重)

: 0.94 - 0.97 (銘柄により異なる)

溶解性

: 水に不溶

10.安定性及び反応性

安定性	: 通常の取り扱い状態において安定。 火災状況下で熱分解し空気と混合して爆発性混合気を生じる恐れがある。
反応性	: 強酸化剤と反応する。
危険有害な分解生成物	: 知見なし

11.有害性情報

急性毒性	: 知見なし
局所効果	: 知見なし

12.環境影響情報

: 知見なし

13.廃棄上の注意

残余廃棄物	: 焼却処理を行う場合,完全に分解させる為に焼却室の温度を 800℃以上に保持する。 都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し,関係法令を遵守して適性に処理する。
汚染容器・包装	: 空容器を廃棄する場合,内容物を完全に除去した後に処分する。

14.輸送上の注意

国連分類	: 国連定義の危険物に該当しない。
輸送の特定の安全対策及び条件	: 容器の破損,漏れがない事を確かめ,転倒,落下,損傷のないよう積み込み,荷崩れ防止を確実に行う。 直射日光を避ける。 注水厳禁,高温下厳禁

15.適用法令

消防法	: 第9条の3 政令別表第4 指定可燃物 (合成樹脂類) (発泡させたもの:20 m ² ,その他のもの:3,000kg)
-----	---

* 食品包装用途等の用途規制に関しては,別途ご相談下さい。
